

山梨県地域福祉支援計画(改定案) ~ 安心して自分らしく暮らすことができる社会を目指して ~ 概要

計画改定の趣旨

- ・家族形態の変化や地域における人々のつながりの希薄化など地域社会を取り巻く環境が大きく変化
- ・支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域の生活課題を「我が事」として関係機関と連携を図りながら「丸ごと」解決
- ・地域福祉活動を更に推進するとともに、市町村の地域福祉計画の策定・改定を支援

基本目標及び基本的考え方

『安心して自分らしく暮らすことができる社会づくり』

※ 山梨県総合計画 戦略4 政策2 「地域で安心して自分らしく暮らすことができる福祉の充実」と整合

【本県の市町村における地域福祉の推進を支援するための基本方針】

- 市町村や関係機関などと連携し、地域住民が地域の課題に取り組みやすい環境づくりを推進すること
- 地域福祉を支える人材の確保・育成や地域福祉を支える基盤整備などに取り組むこと

1. 計画の位置づけ及び計画期間

- ・社会福祉法第108条の規定に基づく都道府県地域福祉支援計画
- ・山梨県総合計画の部門計画
- ・「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通の事項」を記載する「上位計画」
※「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(厚生労働省通知)
- ・計画期間:2019年度から2022年度

2. 計画の目的及び役割

- (目的)**
- ・今後ますます進展する少子高齢社会に対応し、福祉分野に関連する計画と整合・連携を図りながら、総合的かつ計画的に施策を推進する
- (役割)**
- ・福祉以外の分野に関連する計画とも連携し、地域の課題の解決に向け、包括的に展開
 - ・市町村地域福祉計画の実効性の向上を図るため、市町村の地域福祉の支援に関する取組を広域的な観点から支援

3. 地域の現状及び課題

- 1. 人口**
- ・現在の人口は、約81.5万人(2019年3月)
国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2040年の人口は約64万人
- 2. 出生数**
- ・2017年の出生数は5,705人で、1960年からの約60年間で半数以下まで減少
- 3. 高齢者(65歳以上)の割合**
- ・高齢者の割合は、全国よりも高く、2015年は、28.4%、
社人研の推計では、2040年に、41.4%
- (課題)**
- ・過疎化に伴う相互扶助機能の低下により、地域によってはコミュニティを維持することが困難
 - ・少子高齢化により、社会保障制度の維持が困難になることが危惧され、医療・介護・福祉サービスを安定的・持続的に提供するための仕組みづくりが必要
 - ・地域におけるつながりの希薄化や介護、子育て、生活困窮などが複合的に複雑化した課題等への対応が必要

4. 施策体系及び数値目標

施策の柱(1) 誰もが安心して暮らせる地域づくり

- ① 高齢者福祉の推進**
- ・高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止の推進、認知症施策の総合的な推進など、健康長寿やまなしプランにおける取組を中心に展開する。
(健康長寿の維持向上、地域包括ケアの推進、老人クラブの活動促進、交通事故の防止 など)
- ② 障害者福祉の推進**
- ・相互理解の促進や障害福祉サービスの充実・質の向上、障害者雇用の促進など、やまなし障害児・障害者プランにおける取組を中心に展開する。
(共生社会の実現、雇用の促進、障害の特性等に配慮した訓練の実施、地域移行の促進 など)
- ③ 児童福祉の推進**
- ・地域における子育て支援や子どもの貧困対策、児童虐待の発生予防など、やまなし子ども・子育て支援プランにおける取組を中心に展開する。
(子育て支援、就学の支援、発達障害者等への支援、児童虐待の防止 など)
- ④ 各福祉分野の連携等の推進**
- ・横断的な取組を推進し、医療や健康づくりとの連携や、生活困窮者対策、ひきこもり支援などに取り組む。
(防災・防犯体制の強化、生活困窮者等への支援、自殺防止対策の推進 など)
- ⑤ 市町村における包括的支援体制の整備の推進**
- ・市町村地域福祉計画の策定支援や市町村間におたる広域的な事業などに取り組む。
(医療的ケアを要する障害児(者)への支援、難病・がん患者への支援、DV等被害者への支援 など)

施策の柱(2) 地域福祉を担う人づくり

- ① 地域福祉の担い手の確保**
- ・福祉教育の充実や外国人材の受入促進などに取り組む。
(郷土学習の推進、「外国人材受入・共生ネットワーク会議」の開催 など)
- ② 福祉人材の資質向上**
- ・人材養成研修の充実や知識・技術向上研修の実施などに取り組む。
(介護予防実務者等を対象にした研修、コミュニティソーシャルワーカーの育成 など)
- ③ 多様な主体の活動促進**
- ・NPOとの協働の推進や医療等との連携などに取り組む。
(ボランティアやNPOの活動の活性化、農福連携の推進、医療等との連携 など)

施策の柱(3) 地域福祉を支える基盤づくり

- ① 利用者本位の福祉サービスの充実**
- ・情報提供や利用者を守る体制の構築に取り組む。
(社会福祉法人・施設に対する指導・監査、苦情解決のための助言・相談 など)
- ② 相談体制の強化**
- ・専門相談体制の確保や各種相談窓口の周知などに取り組む。
(若年性認知症に関する相談、外国人の相談、ひきこもり・依存症に関する相談 など)

数値目標 (2019年度⇒2022年度)

- ▶▶ 地域ケア個別会議実施市町村数
16市町村 ⇒ 27市町村
(2018年度)
- ▶▶ 共生社会に対する県民の認知度
49.6% ⇒ 100%
(2017年度)
- ▶▶ 子どもの貧困対策推進に係る地域ネットワークを構築している市町村数
5市町村 ⇒ 27市町村
- ▶▶ ひきこもりサポーター養成研修実施市町村数
2市 ⇒ 10市町村
(2018年度)
- ▶▶ 改正社会福祉法に基づいた内容で計画を改定した市町村数
0市町村 ⇒ 27市町村
(2018年度)
- ▶▶ 介護職員数
13,029人 ⇒ 13,746人
(2018年度) (2020年度)
- ▶▶ 認知症介護実践研修受講者数
2,076人 ⇒ 2,525人
(2017年度) (2020年度)
- ▶▶ 農業に参入する障害者就労支援施設数
10施設 ⇒ 70施設
(2017年度) (2020年度)
- ▶▶ 福祉サービス第三者評価事業受審施設数
66施設 ⇒ 100施設
(2018年度)
- ▶▶ 生活困窮者自立支援に関する新規相談件数
97件 ⇒ 125件
(2018年度)